

奈良県告示第百九十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があった。

平成二十七年十月二日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
松山 正経	内科松山医院	香芝市磯壁六―二 三四―六	内科（肢体不 自由）	平成二十七 年八月十八 日
岡 繁宏	岡眼科医院	大和高田市永和町 九―三四	眼科（視覚障 害）	平成二十四 年十二月三 十一日
神野 早苗	中井記念病院	大和高田市大字根 成柿一五一―一	眼科（視覚障 害）	平成二十六 年三月三十 一日